

焼津市産業立地促進事業費補助金 申請前チェックリスト

◎申請にあたり下記要件を確認しチェックしてください。
◎不明な点は市担当（054-626-2260）までお問い合わせください。

項目	内容	確認	
①対象時期・地域の要件			
	焼津市内に平成24年4月1日以降に用地を取得（または賃借）し、工場等を立地すること	<input type="checkbox"/>	
②複数回申請の要件			
	過去に当補助金（及び県内他市町の同種補助金）の交付を受けていないこと。 （原則、1企業1回限り。）	<input type="checkbox"/>	
	過去に当補助金（及び県内他市町の同種補助金）の交付を受けている。 →市担当者にご相談ください。（補助対象になる場合があります）	<input type="checkbox"/>	
③操業要件			
造成用地	用地取得日（不動産売買契約日等）から3年以内に事業開始すること	<input type="checkbox"/>	
未造成用地	用地取得日（不動産売買契約日等）から5年以内に事業開始すること	<input type="checkbox"/>	
④対象業種の要件			
製造業	日本標準産業分類 大分類Eに分類される製造業にかかる工場	<input type="checkbox"/>	
ソフト・研究所	日本標準産業分類 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業711）に分類される自然科学研究所	<input type="checkbox"/>	
物流施設	※別表第①の項目のうち、2以上の種類の設備を有すること。【裏面】	<input type="checkbox"/>	
その他	その他市長特認（地域産業の振興及び就業の場の確保に資する施設）	<input type="checkbox"/>	
⑤用地取得要件			
業種別要件	製造業	1,000㎡以上	<input type="checkbox"/>
	物流・その他	製造業と同じ	<input type="checkbox"/>
	ソフト・研究所	床面積200㎡以上	<input type="checkbox"/>
⑥設備投資要件			
	対象施設に関する設備投資額が5千万円（税抜き）以上であること。 （※用地取得費、造成費を除くものとし、固定資産台帳に登録されるべきものが対象です）	<input type="checkbox"/>	
⑦雇用要件			
共通要件	県内全事業所の従業員合計が、用地取得前と比較して1人以上増加すること。 （パートは1/2人換算。県外在住者は対象外）	<input type="checkbox"/>	
	従業員合計が変動しない（プラスマイナスゼロの場合） →市担当者にご相談ください。（補助対象となる場合があります。）	<input type="checkbox"/>	
業種別要件	製造業 物流施設	新設する事業所の従業員数が10人以上であること。（パートは1/2人換算）	<input type="checkbox"/>
	ソフト・研究所	新設する施設の研究員5人以上であること。	<input type="checkbox"/>
⑧補助率、限度額（参考：賃借の場合は雇用分のみ）			
補助率 限度額	成長分野 の製造業	用地取得費の30%+雇用増1人/50万円 （※成長分野は別表第②に該当するもの：裏面） 【補助限度額3億円】	<input type="checkbox"/>
	上記以外の製造業、 物流施設	用地取得費の20%+雇用増1人/50万円 【補助限度額2億円】	<input type="checkbox"/>
	ソフト・研究所	用地取得費（ソフト20%、研究所20~30%）+ 雇用増1人/50万円 【補助限度額3億円】	<input type="checkbox"/>

別表第①【物流施設要件】

区分	設備
物資の仕分け及び搬送の自動化等さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置(自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。)
	2 自動搬送装置(自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。)
	3 自動化保管装置(遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。)
	4 垂直型連続運搬装置(2以上の階に貨物を運搬するものに限る。)
	5 電動式密集棚装置(遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。)
	6 貨物保管場所管理システム (電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。)
	7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置(自動検量機構を有するものに限る。)
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム (取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第②【成長分野一覧】

業種	対象施設
食料品製造業	工場等(物流施設を除く。)
清涼飲料製造業	
酒類製造業	
茶・コーヒー製造業	
医薬品製造業	
医療用機械器具・医療用品製造業	
X線装置製造業	
医療用電子応用装置製造業	
医療用計測機器製造業	
化学繊維製造業	
炭素繊維製造業	
化学工業(化学肥料製造業、塩製造業及び医薬品製造業を除く。)	
プラスチック製品製造業	
ゴム製品製造業(医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。)	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
汎用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業(医療用機械器具・医療用品製造業及び武器製造業を除く。)	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部品製造業を除く。)	
その他の製造業	